明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○財務省関係総合特別区域法施行規則の一部を改正する省令（**財務**四三）　一
○雇用対策法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**八二）　二
○国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（**同**八三）　二
○船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**五一）　三

〔告　示〕

○電子記録債権法第七十二条第一項の規定に基づく届出により、本店の所在地を変更した件（**金融庁・法務**一）　二
○日本国に帰化を許可する件（**法務**二三三）　三
○イレークアンバ間道路橋梁整備計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二二二）　三
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**同**二二三）　三
○著作者の実名登録の件（**文化庁**四一）　三
○薬事法施行規則第十二条第一項の登録事項を変更した旨の届出があった旨を公示する件（**厚生労働**二一四）　五
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**六五六～六五八）　六
○進入管制区を指定する告示の一部を改正する件（**同**六五九）　七
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**同**六六〇）　七
○平成二十四年防衛省告示第百六十五号の一部を改正する件（**防衛**一二五）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**九州地方整備局**一一三）　八
○道路に関する件（**同**一二四）　八

〔国会事項〕

閣議決定等事項　八

〔人事異動〕

人事院　国家公安委員会　警察庁　復興庁　外務省　運輸安全委員会　愛知県　札幌市　横浜市　大阪市　堺市　神戸市　九

〔皇室事項〕

諸事項　九

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　九
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　一〇
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　一〇

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇

〔資　料〕

閣議決定等事項　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
外国監査法人等、自家型発行者に対する業務停止処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三〇
会社その他
会社決算公告　三一

省　令

○財務省令第四十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第四十七条第一項第一号及び第二号の規定に基づき、財務省関係総合特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十一日

財務大臣　麻生　太郎

財務省関係総合特別区域法施行規則の一部を改正する省令

財務省関係総合特別区域法施行規則（平成二十三年財務省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「この条」の下に「及び第三条」を加える。

第二条の次に次の一条を加える。

（地域活性化総合特別区域内において生産された果実に準ずるもの の範囲等）

第三条　法第四十七条第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、災害等により当該地域活性化総合特別区域内において生産された果実（当該指定地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したものに限る。）を原料として同号に掲げる酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により当該地域活性化総合特別区域内において生産された当該果実を同号に掲げる酒類の原料とすることができなくなったことにつき当該指定地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。）における当該地域活性化総合特別区域以外の地域において生産された当該果実とする。

2　法第四十七条第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、災害等により特区内農産物等（同項に規定する特区内農産物等をいい、当該指定地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したものに限る。以下この項において同じ。）を原料として同号に掲げる酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により当該特区内農産物等を同号に掲げる酒類の原料とすることができなくなったことにつき当該指定地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。）における当該地域活性化総合特別区域以外の地域において生産された農産物で当該特区内農産物等と同一の種類のもの、同項に規定す